

平成九年法律第九十一号

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針(第三条)
第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

第一節 協議会(第四条)
第二節 外客来訪促進計画等(第五条・第六(条))

第三節 公共交通事業者等が講ずべき措置等(第七条―第十一条)

第四章 国際観光振興施策に必要な経費の財源(第十二条)

第五章 雑則(第十三条―第十八条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者)に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る)。

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る)。

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者。

海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次項第四号において同じ。)を営む者

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る)。

前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は対外旅客定期航路事業の用に供するものに限る)。

五 航空旅客ターミナル施設

この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る)、船舶及び航空機をいう。

第三章 基本方針
第三条 国土交通大臣は、国際観光の振興を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際観光の振興に関する基本的な事項

二 国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する事項

三 我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する事項

四 地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する事項

五 その他国際観光の振興のために必要な事項

国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 外国人観光旅客の来訪を促進するための措置
第一節 協議会
第四条 次に掲げる者は、一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、当該地域における外国人観光旅客の来訪の促進に必要

な協議並びに次条第一項に規定する外客来訪促進計画の策定及び当該外客来訪促進計画の実施に係る連絡調整を行うため、共同で協議会を組織することができる。

一 地方運輸局(運輸監理部を含む)。

二 関係都道府県

三 当該地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体

前項の規定により同項の協議会(以下単に「協議会」という。)を組織する同項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係地方行政機関(前項第一号に掲げる者を除く)。

二 関係市町村

三 関係事業者

四 その他前項各号に掲げる者が必要と認めらる者

協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

前三項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 外客来訪促進計画等
(外客来訪促進計画)
第五条 協議会は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該協議会の構成員である都道府県内の地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画(以下「外客来訪促進計画」という。)を定めることができる。

一 外客来訪促進計画の区域(以下「計画区域」という)。

二 計画区域における外国人観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備の方針

三 計画区域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。

三 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

協議会は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

協議会は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

協議会は、定期的な、その定めた外客来訪促進計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該外客来訪促進計画を変更するものとする。

(共通乗車船券)
第六条 運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるもの)をいう。以下同じ)に係る運賃又は料金の割引を行うおとすときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができ

前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一

計画区域の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化の方針

計画区域における地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針

その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

協議会は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

観光庁長官は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 計画区域への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。

二 計画区域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。

三 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

協議会は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

協議会は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

協議会は、定期的な、その定めた外客来訪促進計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該外客来訪促進計画を変更するものとする。

(共通乗車船券)

運送事業者は、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるもの)をいう。以下同じ)に係る運賃又は料金の割引を行うおとすときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができ

前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一

計画区域の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化の方針

計画区域における地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針

その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

協議会は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

附則（平成二四年三月三十一日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二條、第二十六條、第二十七條、第五章第一節及び第六章並びに附則第三條、第六條、第八條から第十三條まで、第十七條、第二十四條及び第二十六條の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
（政令への委任）

第二十七條 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年五月一〇日法律第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年四月二五日法律第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年五月七日法律第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年七月一五日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国戦略特別区域法第八條第九項の改正規定（「第十三條」を「第十二條の一」に改める部分を除く。）、同法第十條第二項の改正規定（「第十三條」を「第十二條の一」に改める部分を除く。）及び同法第十二條の次に見出し及び三條を加える改正規定並び

に附則第十四條及び第十九條の規定 公布の日
第十九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條並びに附則第四條及び第二十四條の規定は、公布の日から施行する。

第二十一條

2 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八條の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七條において準用する新通訳案内士法第十八條の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一及び二 略
三 附則第十條の規定による改正前の外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に關する法律（以下この條において「旧外客旅行容易化法」という。）第二十四條第二項 地域限定通訳案内士の登録
3 次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九條の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七條において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九條の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第二項 地域限定通訳案内士登録簿
4 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二條の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七條において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二條の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第二項 地域限定通訳案内士登録証

5 第二項の規定により新通訳案内士法第五十七條において準用する新通訳案内士法第十八條の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三條第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分を理由とされている事実があつたときは、新通訳案内士法第五十七條において準用する新通訳案内士法第二十五條第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第三項
次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三條第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七條において準用する新通訳案内士法第二十五條第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第三項
前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第二項又は第三項の規定の適用を受けて旧外客旅行容易化法の規定によりされた処分その他の行為は、前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

一及び二 略
三 旧外客旅行容易化法第二十四條第二項の規定の適用を受けて旧外客旅行容易化法の規定によりされた申請その他の行為は、（罰則の適用に關する経過措置）

第二十三條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年四月一八日法律第一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七條（見出しを含む。）の改正規定、第八條（見出しを含む。）の改正規定、第九條（見出しを含む。）の改正規定及び第十條（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 観光庁長官は、前条ただし書の政令で定める日前においても、この法律による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に關する法律（次項及び附則第七條において「新法」という。）第八條第一項から第三項までの規定の例により、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間を指定することができる。

2 前項の規定により指定された区間は、前条ただし書の政令で定める日において新法第八條第一項の規定により指定されたものとみなす。

（政令への委任）

第六条 附則第二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和五年五月二二日法律第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第三條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六條、第七條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第九條の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に關する法律（平成九年法律第九十一号）第六條第二項の改正規定（「第二十三條」を「第二十一

項の改正規定（「第二十三條」を「第二十一

条の五」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十條の規定(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十一條の規定、附則第二十二條の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十二條第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十七條の五第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))、同法第二十七條の十九の改正規定(「第十五條」を「第十六條」に改める部分に限る。))及び同法第三十五條第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十五條の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十三條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十六條の規定(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十九條の三の改正規定(「第八條第一項」を「第六條」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十七條及び第二十八條の規定、附則第二十九條の規定(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一條の五」に改める部分に限る。))を除く。))並びに附則第三十條及び第三十一條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日